

## 近年のEコマースに関連する相談事例

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
1	工作機械用消耗品メーカーによるインターネット販売時の小売価格表示禁止 【販売方法の制限】	工作機械用消耗品メーカーが、小売業者に対して、インターネット販売において、小売価格を表示しないように制限することは独占禁止法上問題となると回答した事例	本件は、メーカーが、小売業者間においてユーザーの争奪が行われることを回避するために、小売業者がホームページ上に小売価格を掲載することを制限するものであり、合理的な理由があるものとは考えられず、当該商品をめぐる価格競争が阻害されるおそれがあると考えられるので、拘束条件付取引として問題となる。	平成 14 年～平成 15 年度相談事例集 <sup>1</sup> (事例 2)
2	コンテンツプロバイダーによるポータルサイト上の販売価格指示 【再販売価格の拘束】	インターネットを用いた音楽配信事業において、コンテンツプロバイダーが、ポータルサイトを提供するプラットフォーム事業者との間で、コンテンツプロバイダーが指示する価格で音楽配信することを定めた委託販売契約を締結することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	本件は、コンテンツプロバイダー（A社）が、ポータルサイトを運営するプラットフォーム事業者（B社）に対して、利用者に配信する際の販売価格を指示するものであるが、A社はB社に対して、A社の提供する楽曲のB社サーバーへのアップロード及び利用者からの代金徴収業務のみを委託するものであり、実質的にはA社が楽曲を直接利用者に提供するものと認められることから、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。 ただし、B社が自社の音楽配信サービスへの利用者の誘引を目的として、自らの計算において実質的に配信価格を引き下げるサービスなどを提供することまでをA社が禁止することは、プラットフォーム事業者間の競争を不当に阻害し、独占禁止法上問題となる。	平成 16 年度相談事例集 (事例 3)
3	医療機器メーカーによる通信販売の禁止 【販売方法の制限】	医療機器メーカーが、取引先事業者に対し、当該メーカーの医療機器のうち通信販売では行うことのできない調整を行った上で販売することが不可欠なものについて、通信販売及び通信販売を行う事業者への販売を禁止することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	医療機器メーカーX社の医療機器Aは、人体に装着して使用するものであり、その販売方法について特段の規制はないが、特殊な機器を用いて消費者の体の状態を実際に計測し、その計測値に合わせて機器の設定等を修正した上で、消費者に対し、使用感を聞き、それに応じて更なる微修正を行うといったプロセスを経る調整を行わなければ性能が発揮できないものであるところ、当該調整を消費者自身で行うことは困難である。 本件は、X社が、取引先事業者に対し、	平成 23 年度相談事例集 (事例 1)

<sup>1</sup> 平成 14 年 1 月から平成 16 年 3 月までに寄せられた相談に基づいて作成されたもの。

なお、相談事例集は、前年までは暦年ごと（直近のものは、平成 13 年相談事例集（平成 14 年 3 月公表））、本相談事例集以降は年度ごとに作成されている。

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
			<p>自身での通信販売及び通信販売業者への販売をやめるよう要請し、やめない取引先事業者に対してはX社の医療機器Aの出荷を停止するもの（調整を行う事業者に別途調整を依頼するとしている消費者に販売するなど、消費者が販売時の調整を必要としない場合を除く。）であるが、</p> <p>①ア X社の医療機器Aは、調整が行われないうままに販売されると性能の発揮が著しく阻害され、消費者に不利益を与える蓋然性が高いこと</p> <p>イ X社の医療機器Aの調整は通信販売では行うことができないこと</p> <p>ウ 消費者が販売時の調整を必要としない場合に限定して行う通信販売についてまで禁止するものではなく、必要最小限の制限であることからすれば、本件には合理的な理由があると考えられること</p> <p>② 全ての取引先事業者に対して同等の制限が課せられること</p> <p>③ 店舗販売を行うX社の取引先事業者の中には、メーカー希望小売価格より相当程度低い価格で販売を行う者も存在し、本件が、取引先事業者の販売価格について制限を行うものであるとは考えられないこと</p> <p>から、X社が取引先事業者の事業活動を不当に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。</p>	
4	<p>医薬品メーカーによる対面販売の義務付け 【販売方法の制限】</p>	<p>医薬品メーカーが、取引先事業者に対し、当該メーカーの医薬品について積極的な商品説明等を対面で行うよう義務付けることは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例</p>	<p>本件は、医薬品メーカーX社が、取引先事業者との間で、使用方法に特徴がある同社の医薬品Aを販売する際には、積極的な商品説明及びアフターサービスを対面で行うよう義務付ける内容の契約を締結するものであるが、</p> <p>①ア X社の医薬品Aは法令上通信販売が禁止されるものではないこと</p> <p>イ X社の医薬品Aの特徴は通信販売でも十分説明が可能であると考えられることから、本件契約を締結する合理的な理由があるとはいえないこと</p> <p>② X社は、店舗販売を行っている取引先事業者が本件契約で義務付けられる積極的な商品説明等を行わなか</p>	<p>平成 23 年度 相談事例集 (事例 2)</p>

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
			<p>ったとしても医薬品Aの出荷停止等の措置を採らないとしており、店舗販売の方法によりX社の医薬品Aを販売する取引先事業者と通信販売の方法によりX社の医薬品Aを販売する取引先事業者に同等の制限が課されているとはいえないこと</p> <p>③ 現在、X社の医薬品Aについては、相当数が通信販売の方法によって販売されており、通信販売では店舗販売に比べて相当程度低い価格で販売されているため、X社が取引先事業者の販売方法の制限を手段として販売方法について制限を行うものである可能性が高いことから、X社の取引先事業者の事業活動を不当に制限し、独占禁止法上問題となるおそれがある。</p>	
5	<p>福祉用具メーカーによる店舗販売業者のみを対象とするリベート供与 【差別的なリベート供与】</p>	<p>福祉用具メーカーが、インターネット販売業者を対象とせずに、店舗販売業者のみを対象とするリベートを新たに設けることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	<p>本件は、福祉用品メーカーX社が、福祉用品Aを販売するに当たり、店舗販売業者に対し、</p> <p>① 来店した一般消費者に直接適切な商品説明を行う販売員教育を行うこと</p> <p>② 種類ごとに一定の在庫を常時確保すること</p> <p>の両方の条件を満たす場合に、当該販売方法を支援するリベート（福祉用品Aの販売量によって変動・増加しない固定額）を供与するものであるが、当該リベートは、店舗販売に要する販売コストを支援するためのものであり、インターネット販売業者に対する卸売価格を引き上げるものではなく、その事業活動を制限するものではないことから、独占禁止法上問題となるものではない。</p>	<p>平成 25 年度 相談事例集 (事例 4)</p>
6	<p>電子機器メーカーによる対面での説明の義務付け 【販売方法の制限】</p>	<p>電子機器メーカーが、小売業者に対して、店舗での対面による電子機器の操作方法の説明を義務付け、インターネットを利用した販売を禁止することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例</p>	<p>本件は、電子機器メーカーX社が、全ての小売業者に対して、店舗での対面による同社の電子機器Aの操作方法の説明を義務付け、インターネットを利用した販売を禁止するものであるところ、</p> <p>① X社は、これまで小売業者に対して、電子機器Aの操作方法説明を求めておらず、一般消費者からも電子機器Aの操作に関する問い合わせはほとんどないこと</p>	<p>平成 26 年度 相談事例集 (事例 5)</p>

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
			<p>② 小売販売は、店舗で販売するほか、インターネットを利用して店舗より安く販売していることを踏まえれば、本件行為により、電子機器Aの販売価格が維持されるおそれがあり、拘束条件付取引に該当し、独占禁止法上問題となる。</p>	
7	機械製品メーカーによる新商品の機能の説明の義務付け 【販売方法の制限】	機械製品メーカーが、小売業者に対して、一般消費者に新商品の機能を説明することを義務付けることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	<p>本件は、機械製品メーカーX社が、機械製品Aの新商品の販売に当たり、小売業者に対して、当該新商品の機能を一般消費者に説明することを義務付けることとし、具体的な方法として、(A) 店員による説明又は(B) 自社が作成した動画の小売業者のショッピングサイトへの掲載を求めることとするものであるところ、</p> <p>① 義務付ける内容が過度なものではなく、新商品の適切な販売のための合理的な理由が認められること</p> <p>② 実質的に同等の条件が全ての小売業者に対して課せられていることから、独占禁止法上問題となるものではない。</p>	平成 26 年度 相談事例集 (事例 6)
8	メーカーによる差別取扱い 【販売方法の制限】	市場における有力な日用品メーカーが、一部の取引先事業者に対してのみ、顧客への商品発送をメーカー負担で代行することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	<p>本件は、日用品メーカーX社が、日用品Aの販売に当たり、小売業者が一定数量以上まとめて日用品Aを販売した場合には、顧客への発送をX社の負担で代行しているという状況の下において、小売業者に対して、「小売業者から顧客に対して使用方法について指導を行う」との販売方法を推奨し、これを採用する小売業者に対しては、引き続き、顧客への発送をX社の負担で代行する一方、同販売方法を採用しない小売業者に対しては、発送代行に係る料金を請求するものであるところ、</p> <p>① 本件取組は、日用品Aの安全な使用の啓発を目的とするものであるため、それなりの合理的な理由が認められ、かつ、他の取引先小売業者に対しても同等の条件が課せられているためそれ自体に公正な競争を阻害するおそれがないこと</p> <p>② 店舗販売とインターネット販売のいずれの形態でも採用可能であり、小売業者の販売価格等についての制限手段として行われるものではないこと</p>	平成 27 年度 相談事例集 (事例 1)

No	内容 【行為類型】	概要	独占禁止法上の考え方	出典
			から、独占禁止法上問題となるものではない。	
9	ライセンシーに対する 安売り広告の禁止 【販売方法の制限】	商標権を有する組合が、商標の使用の許諾に伴い、商標を付した製品の製造販売業者に対して安売り広告を禁止することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例	本件は、製品Aに関する著名な商標αの商標権者であるX組合が、組合員である製造販売業者に対して、商標αのライセンス契約の更新時に、商標αを付した製品Aの販売に際して、店頭やインターネット等において、「特価」や「セール」といった安売り広告を行わないことを条件として追加し、これに同意しない組合員とはライセンス契約を更新しないものであるところ、これによって、商標αを付した製品Aの製造販売業者間の価格競争が阻害され、商標αを付した製品Aの販売価格が維持されるおそれがあることから、独占禁止法第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは認められず、独占禁止法上問題となる。	平成27年度 相談事例集 (事例3)